

特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 原子力損害賠償に万全を期すため、「要賠償額の見通し」に係る項目を中心に変更。
- 上記に加え、所要の変更も実施。

2. 主な変更内容

出荷制限指示等による損害、風評被害等の見積額の算定期間の延長に加え、除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、除染作業および除染事業に関する取扱いの整理が進展したことにより、一定の予見可能性が生じてきたこと等から、要賠償額は 1 兆 2,405 億円増加し、9 兆 7,047 億円となった旨を記載。

<要賠償額増加の内訳>

- 出荷制限指示等による損害、風評被害等の見積額の算定期間の延長による増加等
…約 308 億円
- 除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、除染作業および除染事業に関する取扱いの整理が進展したことにより、一定の予見可能性が生じてきたことによる増加等
…約 1 兆 2,096 億円

以上